

第2章 計画の理念・目標と柱立て

1 基本理念

共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

第2次東近江市総合計画の「暮らし」における基本方針である「共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち」を本計画の理念として位置づけます。

「共に見守り支え合い」という考え方は、近年、国が「新たな福祉の提供ビジョン」として提示している「地域共生社会の実現」を具現化するものといえます。「地域共生社会」とは、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。

国では、「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を設置し、その実現に向け具体策の検討が進められています。「我が事」は、「他人ごと」になりがちな地域づくりを市民が主体的に取り組んでいく仕組みを作ることを目指しています。また、「丸ごと」は、対象者ごとの「縦割り」の公的福祉サービスを包括化し、総合相談支援の体制整備と人材育成を進めることを目指しています。

本市においても、少子高齢化や家族、地域社会の変容等により、従来から言われている縦割りのシステムに課題が生じており、地域の危機管理という観点からも、東近江市版の地域共生社会づくりを目指します。

また、「豊かに暮らせるまち」を目指す上で、福祉分野の充実にとどまらず、まちづくりに結びつけることに主眼を置いて事業を進めます。

2 計画の目標と計画の柱立て

1) 3つの目標

基本理念を具現化するため、本計画では次の3つの目標を設定し、今後5年間の取組を推進します。

目標A

誰もが役割をもち孤立しない「地域共生社会」の実現に向けた協働のまちづくりを進めます

目標B

福祉制度のはざまをつくらない新たな地域福祉の「しかけ」をつくります

目標C

「協働のまちづくり」や「新たな地域福祉のしかけづくり」を応援する公民協働の「仕組み」をつくります

目標Aは、「地域共生社会」の実現に向けて、一人一人の市民が地域で考え、話し合い、行動するまちづくりを進めます。地域の特性に応じて、一人一人が役割をもち、主役になれる場や機会の創出を推進します。

目標Bは、制度のはざまを包括化（まるごと）するための「しかけ」をつくり、対象者別の福祉制度の連携強化や、共通する課題への一体的な支援体制づくりを進めます。

目標Cは、地域らしさを生かした福祉のまちづくりを進めるため、公民協働の「仕組み」づくりを進めます。行政が主体となり、地域福祉を応援する社会福祉法人と連携して、民間事業所や市民が活躍できる環境整備を行います。

2) 計画の柱立てと考え方

「3つの目標」に対応した「3つの柱」と、各柱に3つ、合計「9つの施策」を設定しました。



【1】「わがごと」の地域づくり

福祉制度や社会サービスが成熟した現代、その人らしい生き生きとした暮らしは、自分が主体的に関わりをもって初めて実現します。また、近年、課題として取り上げられる社会的孤立は、福祉制度だけでは解決することはできず、地域での共助の取組が不可欠です。

そうした視点から、一人一人が地域で主体的に自分らしく生きるための支援、人と人のつながりや支え合いを大切にすることができる支援、福祉の枠にとらわれることなく地域のあらゆる団体、個人が参加する支援の3点を柱【1】の施策としています。

誰もが「他人ごと」ではなく、自分のこと、「わがごと」として、暮らしやまちのことを考え行動することが大切です。すべての市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる協働のまちづくりを進めます。

【2】「まるごと」のしかけづくり

福祉制度は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者、難病を抱える人等、その対象者を限定することで、支援やサービスを充実してきました。一方で、生活課題が複雑化する中、複合的な問題を抱え「縦割り」福祉の制度に当てはまらない人が出てきました。

地域によっては、人口減少が加速する中で、従来の制度ごとの施策では対象者とともに支援する人材や活用できる社会資源が限られ、事業運営が非効率となるとともに、適切なサービス提供に支障が生じています。

そうした背景から、子どもから若者、障害者、高齢者まで、福祉も医療も教育もまちづくりも含んだ「まるごと」のしかけが必要になっています。

これまで対象者ごとに整備されてきた「相談体制」や、「拠点の整備」、「人材育成」について、「まるごと」のしかけを作り、制度のはざまに陥り孤立する人をなくすことを目指します。

【3】「みんなの応援」の仕組みづくり

社会福祉法人、社会福祉協議会を柱【1】「わがごと」の地域づくりや、柱【2】「まると」のしかけづくりを支援する応援役と位置づけ、地域福祉推進の基盤として、その役割や仕組みを示し、公民が協働して応援の仕組みをつくります。

これまで、主に対象者別の福祉事業の担い手として活動していた社会福祉法人は、社会福祉法の改正により、地域における公益的取組を実施することが責務として規定されました。このため、本計画では社会福祉法人を地域福祉の応援役として位置づけています。

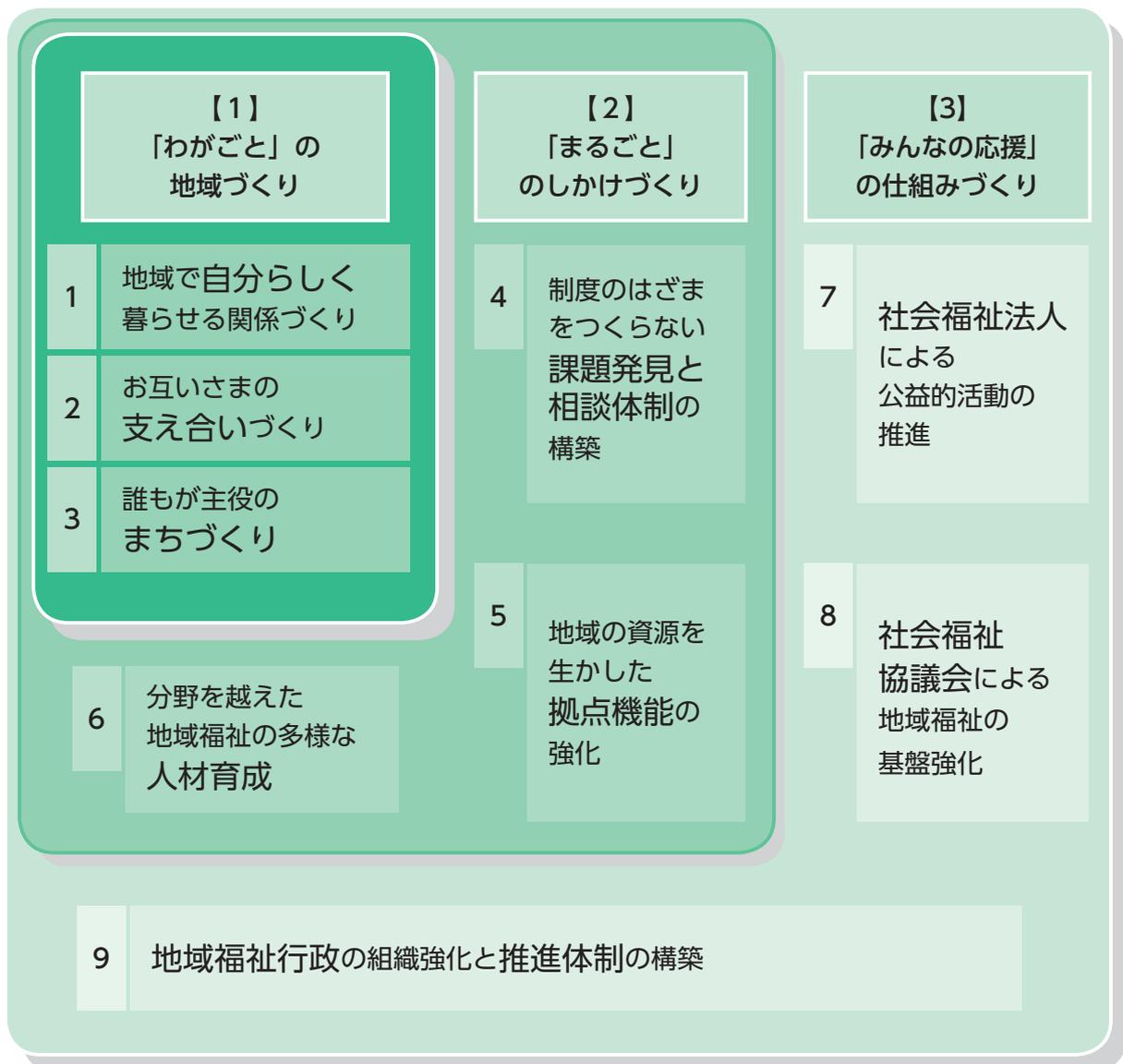
また、本計画は、市と社会福祉協議会が共通した目標をもち、本市の地域福祉の方向性を示すものであるため、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との一体的な推進を図ります。

3 施策の関連

1) 3つの柱

柱【1】【2】【3】は、以下の図のように【1】を【2】が強化し、さらにそれを【3】で支えるという関係になっています。

本計画は、【1】で取り上げている多様な人や団体が生き生きと活躍できるステージをつくることを目指しており、【2】がそのステージを動かす舞台装置、【3】が多様な人や団体を支えるスタッフや舞台の土台となっています。



2) 施策間の関連と考え方

施策1～9は、【1】、【2】、【3】の3つの柱（縦軸）のほかに、横軸でも関連をもった構成としています（下図）。

施策1・4・7は、一人一人の「人」を大切にするという、「福祉の起点」ともいえる視点です。子どもも大人も、障害のある人もない人も、全ての人が「自分らしく」生きることを尊重することは、福祉の基本的な理念でもあります。課題発見と相談体制は、こうした個人を支える福祉の体制を表します。また、社会福祉法人による公益的活動は、これまでの対象別活動でも尊重されてきた、一人一人の「人」を支えることを重視して行われるものです。

施策2・5・8は、「小地域」や「地区」を単位とした活動やそれを支える仕組みで、「地域福祉の中軸」といえるものです。これまでも、市民による支え合いが行われており、それを社会福祉協議会が支援してきました。その取組をさらに推進するとともに、14地区を単位として福祉の基盤を強化します。

施策3・6・9は、分野を越えた連携と参画を進める視点で、「新たな挑戦」とします。福祉制度の中の縦割りだけではなく、福祉の枠を越えて、行政と民間が協働して福祉のまちづくりを進めます。多様な人材を育成し、行政の部署横断的な連携を図ります。

【1】 「わがごと」の 地域づくり	【2】 「まるごと」 のしかけづくり	【3】 「みんなの応援」の 仕組みづくり	
施策1 地域で自分らしく 暮らせる 関係づくり	施策4 制度のはざまを つくらない課題発見と 相談体制の構築	施策7 社会福祉法人 による公益的 活動の推進	福祉の起点 一人一人の「人」を 大切にする視点
施策2 お互いさまの 支え合い づくり	施策5 地域の資源を 生かした 拠点機能の強化	施策8 社会福祉協議会 による地域福祉の 基盤強化	地域福祉の中軸 「小地域」や「地区」 を単位とした活動
施策3 誰もが主役の まちづくり	施策6 分野を越えた 地域福祉の 多様な人材育成	施策9 地域福祉行政の 組織強化と 推進体制の構築	新たな挑戦 市域全域で分野を 越えた連携と参画

4 計画における具体的取組の一覧

【1】「わがごと」の地域づくり

施策	取組		ページ
施策1 地域で自分らしく暮らせる関係づくり	1-1	誰もが地域で役割を持ち、自分らしく生きる「生活当事者」という理念の共有を図ります。	17～20 ページ
	1-2	福祉を「他人ごと」から「わがごと」にするために、他者の「困りごと」に関心を持ち、共有・活動する場を増やします。	
	1-3	地域生活支援計画（生活困窮者自立支援）のプログラムを推進します。	
施策2 お互いさまの支え合いづくり	2-1	地域福祉推進の基本単位を14地区とし、各地区における組織的な取組を支援します。	21～26 ページ
	2-2	サロンや見守り、生活支援など、小地域の地域福祉活動を推進します。	
	2-3	災害等緊急時の安全を確保するための支援を行います。	
施策3 誰もが主役のまちづくり	3-1	子どもや若者など、地域を担う次の世代が地域活動に興味をもち、参画できる工夫や働きかけを行います。	27～30 ページ
	3-2	福祉・教育・環境・産業・まちづくりなど、分野の枠を越えて人がつながる企画や場を提供します。	
	3-3	NPOや民間企業が市民や行政とともにまちづくりに参画し、力を発揮できる環境づくりを推進します。	

【2】「まるごと」のしかけづくり

施策	取組		ページ
施策4 制度のはざまをつくら ない課題発見と相談体制の構築	4-1	「市民の困りごとに寄り添う市役所づくり」に向けて、横断的な連携と相談の質の向上を図ります。	31～36 ページ
	4-2	地域の相談機能の強化に向けて、民生委員児童委員と地域の各団体、専門機関などとの連携を進めます。	
	4-3	相談機関の連携を図り、地域の権利擁護体制の充実と相談体制の包括化を目指します。	
施策5 地域の資源を生かした 拠点機能の強化	5-1	地域共生社会づくりを進めるため、地域福祉の多機能な拠点のあり方を検討します。	37～42 ページ
	5-2	地域の多様な活動を含めた地域福祉の拠点に対する認証制度を導入します。	
	5-3	地域の拠点が地域の困りごとを「まるごと」集約し、解決する場となるよう、しかけづくりを行います。	

施策6 分野を越えた 地域福祉の 多様な人材育成	6-1	地域福祉を实践する人材の育成に取り組みます。	43～46 ページ
	6-2	介護保険制度によって配置された「生活支援コーディネーター」を地域福祉の人材として位置づけ、その発掘と育成に取り組みます。	
	6-3	行政の地域担当制を生かし、地域福祉人材が横につながるプロジェクトを実施します。	

【3】「みんなの応援」の仕組みづくり

施策	取組		ページ
施策7 社会福祉法人による 公益的活動の推進	7-1	社会福祉法人による公益的活動を推進するため、ラウンドテーブルの設置を進めます。	47～52 ページ
	7-2	ラウンドテーブルやプロジェクトを活用し、社会福祉法人が地域福祉を担うための人材を育成します。	
	7-3	本計画の取組を社会福祉法人の公益的活動として推進します。	
施策8 社会福祉協議会 による地域福祉の 基盤強化	8-1	社会福祉協議会と協働し、14地区を単位に東近江市版の共助の仕組みづくりを進めます。	53～54 ページ
	8-2	地域福祉を推進する民間組織のリーダーとして社会福祉協議会を位置づけ、「まるごと」のしかけづくりを応援します。	
	8-3	行政と社会福祉協議会が協働し、地域福祉計画と地域福祉活動計画の進捗状況や整合性を点検します。	
施策9 地域福祉行政の 組織強化と 推進体制の構築	9-1	地域福祉を推進する行政担当部署の強化を図り、地域福祉とまちづくりの連携を進めます。	55～56 ページ
	9-2	地域生活支援計画の進行管理を強化するため、運営推進会議を充実します。	
	9-3	「地域福祉計画推進委員会」、「地域福祉プロジェクト委員会」を設置し、本計画の進行管理を行います。	